

健康福祉委員会 令和5年7月14日
健康政策部 資料31番
所管 健康医療政策課

東調布中学校改築に伴う軽症者救護所の移転について

1 東調布中学校前軽症者救護所

(1) 開設基準

区内で震度6弱以上の地震が発生した場合、発災から概ね72時間まで開設

(2) 実施項目

トリアージ、軽症者の処置、中等症以上の傷病者への応急処置

(3) 従事者

田園調布医師会、大田区薬剤師会、柔道整復師会、大田区

(4) 開設場所

東調布中学校 校庭

※軽症者救護所は、他に入新井第一小学校、馬込小学校、六郷中学校に開設

※緊急医療救護所は、15か所の病院前又は近接地に開設（機能・役割は同様）

2 移転理由

東調布中学校は、令和6年4月から校舎の改築工事が予定されている。区内で震度6弱以上の地震が発生した場合に、同校校庭に軽症者救護所を開設するが、本工事によって校庭に仮設校舎が建設されるため、校庭の使用が制限され、軽症者救護所を開設するためのスペースが確保できないため。

3 移転先

東調布第一小学校（田園調布南28-7）敷地内



4 移転に伴う関係者周知

5月30日（火）東調布第一小学校

校長へ説明・了承

6月5日（月）大田区災害医療連携会議
（救護所作業部会）

委員へ報告・了承

6月30日（金）大田区災害医療連携会議
（幹事会）

委員へ報告・了承

7月20日（木）嶺町地区学校防災活動拠点会議

委員へ報告予定